

【論文】

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の 意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

Assessing Trade/Digital Trade Agreements between Japan and the US: Character, Legality and Future Challenges

飯野 文
IINO Aya

目次

1. はじめに
2. 日米合意の全体像
3. 日米貿易協定
4. 日米デジタル貿易協定
5. 日米合意の意義
6. 日米合意の課題

(要旨)

本稿は、2019年の日米合意（日米共同声明、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定（交換公文含む））について、CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に検討した上で、その意義と課題を考察するものである。

日米貿易協定の意義として、日米間の関係強化に貢献すると共に、自動車・自動車部品を主とする日本産品に対する関税引上げを当面回避した点がある。関税削減・撤廃水準は CPTPP 比でもマイナスであり一般論としても低い。これは今後予定される交渉における交渉カードを残すと共に、米国の CPTPP への復帰を促すものといえる。一方、同協定の課題は次の諸点である。まず、今後の交渉が結果を予断しない中で、現行の低い関税削減・撤廃水準では同協定が GATT24 条の条件を満たすとは言い難い。同条の「中間協定」として許容され得るとの考え方については、WTO の実行に沿わず実益は不明である。仮に「中間協定」とするとしても、それに必要な条件を満たすとは言い難い。加えて、同協定には協議以外の紛争処理手続はなく、その対象範囲についてもやや不透明な部分がある。

日米デジタル貿易協定は、電子商取引（デジタル貿易）に関して先進的な規律内容を有する

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

CPTPP 比でも新たな規律を加えると共に規律の強化を行うもので、デジタル貿易の規律にかかる憲章的な意義が認められる。さらには、WTO における電子商取引に関する有志国間交渉にもモデルを示したといえる。加えて、同協定はサービス、投資などの電子商取引（デジタル貿易）部分を取り出して横断的なルールを定めており、貿易協定の新たな形として興味深い。他方、CPTPP への米国の復帰の観点からは、CPTPP を同協定と同水準にするための再交渉が米国から求められる可能性があり復帰のハードルが高い点、新たな規律の中には今後の運用によってはやや懸念される面のある点が課題である。

1. はじめに¹⁾

2018 年半ば、日米は、共同声明において二国間の貿易交渉の開始を公表した²⁾。その背景には、2017 年に成立した米国トランプ政権の貿易政策がある。同政権の下、米国は政権成立早々の 2017 年初頭に環太平洋パートナーシップ (TPP³⁾) 協定から米国の署名を撤回し、TPP 協定は、日本を含む 11 か国で環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP⁴⁾) として、限定的な一部の規定を適用停止する形で発効した。この結果、日本では、CPTPP 域内産品の関税削減・撤廃が行われる一方、域内産品と競合する牛肉などの米国産品には従前の関税水準が維持されることとなり、日本市場で関連する米国産品が競争上不利となる状況が生じた。米国では 2020 年に大統領選挙が控えており、現政権としては、当該状況への対応が必要となった。

また、トランプ政権下の貿易政策には、そもそも主に次のような特徴がみられる。第一に、米国の貿易赤字を問題視し、その削減を目指して貿易相手国に圧力をかける点、第二に、貿易救済措置や米国通商法 301 条、1962 年通商拡大法 232 条などに基づく一方的な関税引上げを行う点⁵⁾、第三に、WTO の多国間主義よりも二国間の枠組みを優先的に活用する点である。日本に対しても、鉄鋼・アルミのほか、自動車・自動車部品の関

税引上げが示唆されながら、次第に二国間交渉の要求が強まることとなった。冒頭で触れた 2018 年半ばの共同声明では、貿易交渉を含め両国間で協議を行っている間は、「共同声明の精神に反する行動を取らない」こと、「他の関税関連問題の早期解決に努める」こととされ、当面は一方的な関税引上げは回避されることとなった。

日米交渉の結果、両国は 2019 年に合意に至った。日米間の合意は 2 段階に分けて捉えることができる。第一段階は、2019 年 9 月の日米共同声明の公表で、最終合意の表明と速やかな署名及び発効に言及がなされた⁶⁾。第二段階は、同年 10 月の日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定⁷⁾への署名である（各協定の交換公文を含む）。以上を経て、両協定は 2020 年 1 月に発効した。

一方、日本政府及び日本の産業界は、もともと米国の TPP 協定（現行の CPTPP）への復帰を求める立場をとっている。CPTPP がアジア太平洋地域の 11 か国で構成され、さらに参加を希望する国もあり締約国が拡大し得る状況、16 か国で交渉中の東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) と異なり中国が参加していないため地政学的バランスをとるとの観点、CPTPP のルールの包括性と先進性、二国間ではない枠組みでルールに基づく貿易関係を構築するなどの観点を総合的に勘案しても、CPTPP への米国の復帰が望ましい。

以上に鑑み、本稿では今般の日米合意について、CPTPP との比較及び WTO 協定との

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

整合性の観点を中心に検討した上で、その意義と課題を考察する。第2節では、日米合意の全体像を把握する。第3節及び4節では、各協定（交換公文含む）を検討する。以上にに基づき、第5節では日米合意の意義、第6節では日米合意の課題について指摘する。

2. 日米合意の全体像

日米合意は、上述の通り、日米共同声明（2019年9月）、日米貿易協定と日米デジタル貿易協定への署名という経過をたどった。

2019年の日米共同声明のpara 3では今後の継続交渉への言及がなされた⁸⁾。また、同para 4では、「4... 日米両国は、これらの協定⁹⁾が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動をとらない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める」ことが明記された。同para 4は、日本側からは、米国が通商拡大法232条に基づく自動車・自動車部品の関税の引き上げを行わないことを確認したものと捉えられている¹⁰⁾。

農産品、自動車・自動車部品に関する今後の交渉についても協定中に言及がある。

日米貿易協定附属書Ⅰ（日本国の関税及び関税に関連する規定）B節第一款para 5では、「5 アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇を追求する」¹¹⁾と明記されている。この点は、農産品について米国と将来的に再協議することを規定したものと捉えられる¹²⁾。

また、同附属書Ⅱ（米国の関税及び関税に関連する規定）の一般的注釈のpara 7には、「自動車及び自動車部品の関税は、関税撤廃に関する更なる交渉の対象である（邦訳筆者）」¹³⁾との記載がある。

以上のように、今般の日米間の合意は、日米貿易協定（6つの交換公文含む）、日米デジタル貿易協定（1つの交換公文含む）に加

えて、上記でみた合意に至る経緯で公表された日米共同声明も合意のパッケージに含まれるとみるべきである。ただし、後述するように、共同声明が日米貿易協定の協議規定（6条）の対象かどうかについては留意が必要である（交換公文についても同様である）。

さらに、両国間では日米貿易協定発効から4か月以内の協議を経て、その後に関税などに関する交渉を行うことが合意されている（本稿注8参照）。ただし、これは交渉結果を予断するものではなく、例えば、米国側が自動車・自動車部品の関税の削減・撤廃を行うかどうかは交渉に委ねられている。

次に、各協定を検討する。

3. 日米貿易協定

日米貿易協定（以下、本節で「本協定」）は、全11条と末文、及び日米両国の譲許表（附属書Ⅰ（日本）と附属書Ⅱ（米国））で構成される。また、本協定に関連して6つの交換公文がある。これらの主な内容は、関税撤廃及び引下げ、セーフガードで構成される農産品及び工業品の市場アクセスの改善である。各条に表題はついていないが、概要は以下の通りである（以下、本稿では紙幅の関係上、条文を条と項でなく1.1条のように表記する）。

(1) 1～11条の概要

1条は、関税など6つの用語の定義を規定する¹⁴⁾。

2条は、WTO設立協定及び日米両国が締結しているその他の国際協定との関係について定め、これらの協定上、自国が他方の締約国に有する現行の権利義務を確認する旨規定する。これは本協定と、その他の協定が優劣関係にないことを示したと捉えられる。

3条は、GATT20条及びその解釈に係る注釈が本協定に必要な変更を加えた上で組み込

まれ本協定の一部を成す（以下、紙幅の関係上、下線部を「準用」とする）ことを定める。つまり、一般的例外を規定する。

4条は、安全保障例外を規定するもので、CPTPP29.2条と同内容である。規定ぶりからGATT21条より例外とする範囲は広いと考えられる¹⁵⁾。

5条は、各締約国が(1)WTO設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、本協定が別途定める場合を除き、附属書IまたはIIに従って市場アクセスを改善する義務、(2)本協定がGATT19条及びセーフガード(SG)協定に基づく両締約国の権利義務に影響を及ぼさないこと、(3)本協定が、WTOの紛争解決機関(DSB)が承認する行動(action)をとることを妨げると解してはならないこと、を定める。

本条は、締約国の市場アクセスの改善義務、すなわち両国の譲許表に従った関税撤廃・引下げなどの義務を定めつつ、WTO協定上のSG措置もSG協定に基づいて発動し得ること、WTOの紛争処理手続上の対抗措置を発動し得ることを確認したと捉えられる。

6条は、両締約国は、いずれかの締約国の要請後30日以内に、本協定の運用または解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、60日以内に相互に満足すべき解決に達するため協議を行う義務を定める。

本条は、紛争処理手続の一段階に位置づけられる。ただし、本条は協議後について定めない。

7条は附属書が本協定の不可欠の一部を成すこと、8条は本協定の改正¹⁶⁾、9条は本協定の発効¹⁷⁾、10条は本協定の終了について定める¹⁸⁾。

11条は、日本語及び英語が正文であること、ただし附属書IIは英文のみ正文であることを定める。つまり、米国の譲許表(附属書II)は英文のみ正文である。

(2) 譲許表

附属書I及び附属書IIは、日米両国の譲許表である。

①日本の譲許表(附属書I)¹⁹⁾

附属書Iに関して注目すべき点は以下の通りである。

農林水産品については、第一に、上述の通り、農産品に関する米国との再協議規定がある。第二に、農産品の市場アクセス改善は、関税の即時撤廃²⁰⁾、段階的撤廃²¹⁾、段階的削減²²⁾、関税割当の設定²³⁾、マークアップ²⁴⁾の削減を通じて行われる。段階的削減・撤廃の経過期間は品目によって異なり、15年や20年という長期に渡る場合がある。第三に、コメを譲許していないほか、乳製品等33品目(CPTPPの発効11か国が利用可能な関税割当枠)に新たな米国枠を設けない²⁵⁾など、関税の削減・撤廃の割合はTPP協定よりも低いといわれる²⁶⁾。林産品と水産品も譲許されていない。第四に、農産品セーフガード(附属書Iに規定される水準までの関税引上げ措置)の対象品目は、牛肉、豚肉、ホエイ、オレンジ、競走馬で、このセーフガード措置を経過期間終了(関税率がゼロとなる日)後とり、または維持してはならない(附属書I第4款6)。

また、ワインについてTPP協定と同水準の関税撤廃が行われ(ワイン以外は譲許せず)²⁷⁾、有税の工業品は譲許されていない²⁸⁾。

②米国の譲許表(附属書II)²⁹⁾

附属書IIにおいて、農産品については、42品目(タリフライン)の関税削減・撤廃(即時撤廃と品目により最大10年の経過期間を含む)が行われる³⁰⁾。なお、牛肉については、関税割当枠の拡大³¹⁾が行われる³²⁾。

酒類について、日本産酒類の輸出促進のため、関連する非関税措置について米国が一定の対応を行うことが交換公文で約束されてい

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

る³³⁾。その主たる内容は、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正手続を進めること³⁴⁾、日本産の酒類 10 表示の保護のための検討手続の推進³⁵⁾、米国内での酒類販売に必要なラベルの承認手続の簡素化努力、米国法に照らして適切な場合に、米国内での日本産焼酎の取扱い状況を検討すること、である。

工業品については、上述の通り、自動車及び自動車部品の関税撤廃に関する「更なる交渉」に言及がある。日米共同声明と併せて、自動車・自動車部品に関する「更なる交渉」への言及により、通商拡大法 232 条の発動は回避されたと捉えられている³⁶⁾。そのほか、一定産品³⁷⁾が、関税撤廃・削減（即時撤廃と経過期間含む）の対象である。

(3) 交換公文

6 つの交換公文は、日本の農産品 SG 措置の運用に関わるもの 2 つ(1 及び 4)³⁸⁾、米国による日本産牛肉の輸入に関わるもの(2)³⁹⁾、日本による指定乳製品等の日本の WTO 関税割当の運用に関するもの(3)⁴⁰⁾、日本のコメの WTO 関税割当の下で行われる売買同時契約方式（SBS 方式⁴¹⁾）の運用に関するもの(5)⁴²⁾、日本産酒類に関するもの(6)⁴³⁾、である。

4. 日米デジタル貿易協定

日米デジタル貿易協定（以下、本節で「本協定」）は、全 22 条と末文で構成される。また、本協定（18 条）に関連して 1 つの交

図表 日米デジタル貿易協定（交換公文含む）

- | | |
|------|--|
| 1 条 | 定義 |
| 2 条 | 適用範囲 |
| 3 条 | 一般的例外 |
| 4 条 | 安全保障のための例外 |
| 5 条 | 信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外 |
| 6 条 | 租税 |
| 7 条 | 関税 |
| 8 条 | デジタル・プロダクトの無差別待遇 |
| 9 条 | 国内の電子的な取引の枠組み |
| 10 条 | 電子認証及び電子署名 |
| 11 条 | 情報の電子的手段による国境を越える移転 |
| 12 条 | コンピュータ関連設備の設置 |
| 13 条 | 対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置 |
| 14 条 | オンラインの消費者の保護 |
| 15 条 | 個人情報保護 |
| 16 条 | 要求されていない商業上の電子メッセージ |
| 17 条 | ソース・コード |
| 18 条 | コンピュータを利用した双方向サービス |
| 19 条 | サイバーセキュリティ |
| 20 条 | 政府の公開されたデータ |
| 21 条 | 暗号法を使用する情報通信技術（Information and Communication Technology：ICT）産品 |
| 22 条 | 改正、効力発生及び終了 |

交換公文「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第 18 条の規定に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」

出所) 日米デジタル貿易協定より筆者作成。

換公文がある。各条及び交換公文の表題は図表に示す通りである。

本協定は、デジタル貿易を定義しないものの、自由貿易協定 (FTA) を中心に発展してきた電子商取引に関するルールを規定する。電子商取引は、近年ではデジタル貿易とも呼称されるようになってきている⁴⁴⁾ (以下、本稿では電子商取引とデジタル貿易を同義として用いる)。いずれも本協定では定義されない。

以下では、本協定を概観しながら、紙幅の関係上、特に重要と考えられる点を中心に CPTPP との比較の観点から検討する。

(1) 定義

1 条 (定義) は、用語の定義を規定する ((a) ~ (kk))。CPTPP と比べると、① CPTPP になく新たに定義される用語、② CPTPP の定義と類似、③ CPTPP の定義と同一、に概ね分けることができる。①に該当する主な用語には、(a) アルゴリズム、(i) 電子署名、(p) 金融市場の基盤、(r) 金融サービスのコンピュータ関連設備 (別途定義される「コンピュータ関連設備」の定義は CPTPP と同一である)、(w) 政府の情報、(x) 情報コンテンツ・プロバイダ、(Y) コンピュータを利用した双方向サービス、がある。

②に該当する用語で、注目すべき点としては以下があげられる。(g)「デジタル・プロダクト」⁴⁵⁾の定義に関し、CPTPP にある、物品かサービスかの区分に係る注がない点⁴⁶⁾、(l)「他方の締約国の企業」の定義に関し、事業活動に「実質的な (substantive)」と付される点である。また、(s)「他方の締約国の金融サービス提供者」が、「一方の締約国の領域内で又は一方の締約国の者に対し金融サービスを提供し、または提供しようとする (seeks to) 他方の締約国の者」と定義されるが、CPTPP では類似の用語である「締約国の金融サービス提供者」が「締約国の領域において金融サービスを提供する業務に従

事する (is engaged in the business of supplying) 当該締約国の者」であるため、本協定では実際に提供していなくても「提供しようとする」者が含まれる。加えて、本協定の定義によればサービス提供が必ずしも当該一方の締約国の領域内でなくてもよいこととなり、越境的な取引が想定されていると思われる。この(s)に定義される「他方の締約国の金融サービス提供者」であって、一方締約国の金融規制当局の規制等の対象になるものは、(d)「対象金融サービス提供者」に該当し、データ・ローカリゼーション要求を規律する規定 (13 条 対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置) の対象となる (後掲(6)③参照)。(z)「他方の締約国の投資家」は、CPTPP の「締約国の投資家」に類似の定義であるが、CPTPP と異なり、締約国を含まない。

(2) 適用範囲

2 条 (適用範囲) は、本協定の適用範囲を、締約国が採用または維持する (紙幅の関係から下線部を以下「とる」と表記) 措置で電子的手段による貿易に影響を及ぼすもの、とする。ただし、(a) 政府調達、(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス、(c) 20 条が規定するものを除き、締約国によって、若しくは締約国のために保有若しくは処理される情報、または当該情報に関連する措置 (当該情報の関連措置を含む) には適用されない (20 条は「政府の公開されたデータ」を規定。後掲(10)参照)。

CPTPP と適用範囲は同一であるが、CPTPP では電子的なサービスの提供に影響を及ぼす措置は投資やサービスを規律する章の義務 (不適合措置を含む) に従うと定められている (CPTPP14.2 条) ほか、無差別待遇、情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コードに関連する義務は不適合措置が優先す

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

る旨規定されていた（同 14.2.5, 14.2.6 条）。本協定では、現段階では、不適合措置を設定できない（追加交渉でサービスや投資等が交渉されれば変わり得る）。

また、上記(b)より、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のサービス、加えて、上記(c)より 20 条が規定する「政府の公開されたデータ」は適用範囲から除外されない。

(3) 例外及び 6 条（租税）

3 条（一般的例外）、4 条（安全保障例外）、5 条（信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外）は、例外を定める。また、6 条（租税）は本協定と「租税に係る課税措置」との関係について規定する。

① 一般的例外及び安全保障例外

3 条は、物品を規律対象とする 21 条を除く本協定の適用上、一般的例外を定める GATS14 条(a)～(c)が準用されること、及び 21 条については GATT20 条（解釈に係る注釈を含む）が準用されることを定める。4 条は安全保障例外を定める。

3 条は概ね CPTPP の一般的例外と同内容であるが、CPTPP では人と動植物の生命または健康の保護のために必要な環境措置が含まれることが明記されるが（下線部筆者）、3 条ではこの点の明記がない。4 条は CPTPP と同一である。なお、4 条も、CPTPP の該当規定である 29.2 条も、WTO 協定の主な関連規定（GATT21 条及び GATS14 条の 2）より例外とする範囲が広い規定ぶりである。

② 信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外

5 条は、締約国が、本協定に基づく当該締約国の約束または義務を回避するための手段として用いないことを条件に、信用秩序の維

持のための措置⁴⁷⁾をとることを妨げられないこと（5.1 条）、本協定は、公的機関が、金融政策若しくは関連する信用政策または為替政策を遂行するために行う一般に適用される差別的でない措置に適用されないこと（5.2 条）を定める。

CPTPP では金融サービスは、独立した章（CPTPP11 章）の対象となっていたが、本協定では、上述の通り金融サービスは除外されないため、同サービスに特有の例外が規定されたものと考えられる。内容は、概ね CPTPP の関連協定（同 11.11 条）と同じである。なお、CPTPP に規定される投資（同 11.11.2 条第 2 文⁴⁸⁾）及び投資仲裁に関連する規定（同 11.11 条注 11⁴⁹⁾）は本協定にないが、これは CPTPP の投資章（投資仲裁含む）のような包括的なルールがないためと思われる。

③ 租税との関係

6 条（租税）は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も「租税に係る課税措置」⁵⁰⁾に適用しないことを定めると共に（6.1 条）、本協定が、租税条約に基づくいずれの締約国の権利義務にも影響を及ぼさないこと、本協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先することを定める（6.2 条）。また、6.2 条に従うことを条件に、8 条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）の規定が一定の場合に租税に係る課税措置に適用されることを定める（6.3 条）。

租税に係る課税措置との関係は、CPTPP も規定し（CPTPP29.4 条）、6 条は、同規定とほぼ同じ内容を定める。ただし、CPTPP では、CPTPP と 2 以上の CPTPP 締約国間の租税条約とが抵触するかどうかについての問題を当該締約国の指定当局に付託し解決をはかる規定があったが（同 29.4.4 条）、現状では本協定にその規定はない。

(4) 関税及びデジタル・プロダクトの無差別待遇

7 条（関税）は、電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む）に対する関税不賦課を締約国の義務とする。7 条は、CPTPP の関連規定（CPTPP14.3.1 条）と概ね同内容を定める。

8 条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）は、締約国のいずれかが、他方の国内で創作、生産、出版、契約、委託、商業的な条件に基づいて初めて利用可能とされたデジタル・プロダクト、またはその著作者、実演家、制作者、開発者、所有者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇より不利な待遇を与えてはならない義務を定める⁵¹⁾（8.1 条）。本条は、締約国が交付する補助金または贈与には適用されない（8.2 条）。また、本条は、締約国が放送⁵²⁾の提供に従事する企業への外資制限措置をとることを妨げない（8.3 条）。8.1 条の無差別待遇義務は、知的財産に関する両締約国間の二国間協定、または二国間協定が存在しない場合には両国が締結している知的財産に関する国際協定に基づく権利義務に抵触する限りにおいて適用されない（8.4 条）。

8 条は、CPTPP の関連規定（同 14.4.1 条、知財について 14.4.2 条）と概ね同内容を定めるが、8.3 条について、CPTPP は「放送」を無差別待遇義務の適用除外とする一方、本条にそうした規定はない。そこで、本条では放送も適用対象となるが、ただし上述のとおり、放送に対する外資規制措置をとることは妨げられない⁵³⁾。

(5) 国内の電子的な取引の枠組み及び電子認証・電子署名

9 条（国内の電子的な取引の枠組み）は、締約国に 1996 年 UNCITRAL モデル法の原則に適合する電子的な取引の規律枠組みの維

持義務を課す（9.1 条）と共に、努力義務として (a) 電子的取引に対する不必要な規制の負担の回避、(b) 電子的取引を規律する自国の法的枠組みの策定時に利害関係者の寄与を容易にすること、を求める（9.2 条）。

9 条は、CPTPP の関連規定（CPTPP14.5 条）と同趣旨である。ただし、CPTPP では、上記モデル法または国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国連条約（2005 年 11 月 23 日）の原則への適合義務が規定されるが、本協定で後者への言及はない。

10 条（電子認証及び電子署名）は、電子認証及び電子署名について、① 自国法令に別途定める場合を除き、署名が電子的形式によることのみを理由にその署名の法的有効性を否定してはならないこと（10.1 条）、② (a) 電子的取引の当事者が当該取引のため適当な電子認証方式または電子署名を相互に決定することを禁止する措置、(b) 同当事者が当該取引につき、電子認証または電子署名に関する法的要件を満たすことを司法または行政当局に証明する機会を妨げる措置、をとることの禁止（10.2 条）、を定める。ただし、10.2 条にかかわらず、特定のカテゴリーの取引について、締約国は電子認証の方式または電子署名が特定の実施基準を満たすこと、または自国法令に従い認定（accredited）された当局により認証されるよう要求できる（10.3 条）。

電子認証及び電子署名を規律する規定は CPTPP（同 14.6 条）にもあり、10.1 条は同 14.6 条と概ね同内容である⁵⁴⁾。10.2 条及び 10.3 条も同 14.6 条と同様の規定ぶりであるが、CPTPP と異なり、本協定では、電子署名も両条項の対象である。

(6) データ・ローカリゼーション要求の規律

11 条（情報の電子的手段による国境を越える移転）、12 条（コンピュータ関連設備の

設置)、13条(対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置)は、いわゆるデータ・ローカリゼーション要求の規律に関わる。データ・ローカリゼーション要求を禁止する点ではCPTPPと同様であるが、11条が定める情報の越境移転の確保義務の対象に、CPTPPでは金融サービス章(11章)が対象とする金融機関と越境金融サービス提供者の事業も含めて規律を強化した点、13条が新たに対象金融サービス⁵⁵⁾に特化した規律を設けた点などで異なっている。

①情報の越境移転(フリー・フロー)

11条(情報の電子的手段による国境を越える移転)は、個人情報を含め、電子的手段による情報の越境移転が対象者の事業のために行われる場合に、当該移転を締約国が禁止または制限してはならないことを定める(11.1条)。対象者には、「対象企業」⁵⁶⁾と「他方の締約国の者」⁵⁷⁾が該当する(1条)。11条の規定は、11.1条に適合しない措置で、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものとするを妨げない。ただし、その条件として、措置が(a)恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様でまたは貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと、及び、(b)目的達成に必要な範囲を超えて情報移転に制限を課さないこと、を満たす必要がある(11.2条)。なお、ある措置が、情報移転が越境で行われることのみを理由に、競争条件を変更して対象者に不利益をもたらすような方法で当該移転に異なる待遇を与える場合にはこの要件を満たさない(11.2条注)。

本条は、対象者の事業のために行われる情報の電子的な越境移転の制限・禁止を締約国がしてはならないことを定めると共に、一定の条件の下、公共政策の正当な目的の達成に必要な場合に規制することを許容する規定で

ある。同様の規定は、CPTPP14.11条にも存在するが、次の諸点で、同条よりも強化されている。第一に、電子的手段による情報移転に締約国が規制上の要件を課せるとの締約国の認識(CPTPP14.11.1条)を規定しない。第二に、情報の電子的な越境移転を「各締約国が…許可しなければならない(shall allow)」という同14.11.2条の規定ぶりを、「禁止または制限してはならない(Neither Party shall prohibit or restrict)」に替えて強調する。第三に、締約国が規制し得る場合の要件(11.2条柱書)を厳しくする。すなわち、11.2条柱書では、正当な目的達成に「必要な」措置(that is necessary to achieve)との表現が追加された(CPTPPの関連規定では単に“to achieve”)。WTOの紛争処理手続上の先例に準じれば、これにより、措置が必要であることの立証も規制側に求められるといえ(実際には、様々な要素による必要性の証明と他方締約国から代替措置の提示があればそれが合理的に利用可能でないことの立証)、規制するハードルは高くなったと考えられる。

②サーバーの国内設置要求の禁止(金融サービス以外)

12条(コンピュータ関連設備の設置)は、自国内で事業を実施する条件として、対象者に対して同国内にコンピュータ関連設備⁵⁸⁾を利用または設置するよう要求することを締約国に禁じる(12.1条)。なお、対象金融サービス提供者⁵⁹⁾は適用対象外であるが、下記13条の対象となる(12.2条)。

本条は、事業実施条件としてのサーバ等の国内設置要求を禁止する内容である。CPTPPも同内容を規定するが(CPTPP14.13.2条)、本条は、CPTPPではコンピュータ関連設備の利用に関して自国の法令上の要件を課せると規定する点(同14.13.1条)を含まず、さらに、一定の条件

の下に正当な目的達成のために不適合措置をとることを許容する点（同 14.13.3 条）を定めず、強化されている。

③金融サービスのサーバーの国内設置要求の禁止

13 条（対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置）は、両締約国が、金融規制当局による対象金融サービス提供者の情報への迅速、直接的、完全及び継続的なアクセス（以下、迅速等なアクセス）が同当局の規制及び監督のため不可欠であること、また当該アクセスへの潜在的制限の撤廃の必要性を認識することを規定する（13.1 条）。そして、締約国に対し、当該締約国外で対象金融サービス提供者が利用または設置する金融サービスのコンピュータ関連設備において処理または保存される情報について、当該締約国の金融規制当局による規制及び監督を目的とする情報への迅速等なアクセスが認められる場合には、自国内での事業実施の条件として、当該対象金融サービス提供者に、「金融サービスのコンピュータ関連設備」⁶⁰⁾の自国内における利用または設置を要求することを禁じる（13.2 条。5 条（信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外）に整合的な措置を含め、本協定に反しない措置をとることはできる（13.2 条注））。また、締約国は、対象金融サービス提供者に対して、当該締約国内に金融サービスコンピュータ関連設備の利用または設置を要求する前に、実行可能な範囲で、13.2 条が規定する情報へのアクセスが不十分であることを改善する合理的機会を当該提供者に与えなければならない（13.3 条。締約国は、13.2 条が規定する情報へのアクセスが認められない場合に限り、上述の要求ができる（13.3 条注））。

13 条は、金融規制当局による情報へのアクセスを確保しつつ金融サービスに関する

データ・ローカリゼーション要求を禁止する内容である。主として、金融規制当局による対象金融サービス提供者の情報へのアクセス確保を担保しつつ、事業実施の条件として、同提供者に対して締約国が自国内におけるコンピュータ関連設備の利用と設置を要求してはならないことを定める。CPTPP に同様の規定はなく、新たな規定である。

(7) 個人情報の保護

15 条（個人情報の保護）は、締約国に対して、デジタル貿易利用者の個人情報保護を定める法的枠組みの採用または維持義務（15.1 条）、自国がデジタル貿易利用者に対して提供する当該保護に関する情報（自然人が救済を得られる方法、及び企業が法的要件を満たし得る方法を含む）の公表義務（15.2 条）を課す。個人情報は「特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む）」をさす（1 条（dd））。また、個人情報保護のために異なる法的アプローチをとれることを締約国が認識しつつ、このような異なる制度間の相互運用性を促進する仕組みの整備を奨励すべき旨（15.3 条）、個人情報保護措置の遵守確保、及び個人情報の越境流通への制限が当該流通によってもたらされる危険性との関係で、必要かつ比例したものであることの確保の重要性を締約国が認識する旨規定する（15.4 条）。

個人情報の保護は CPTPP でも定められた（CPTPP14.8 条）が、15 条は主に次の点で異なっている。第一に、CPTPP に規定される個人情報保護による経済的利益等に対する締約国の認識にかかる規定がないこと、一方で、個人情報保護措置の遵守確保と当該情報の越境流通の制限が当該流通によりもたらされる危険性に必要かつ比例したものとすることの確保の重要性を締約国が認識することが新たに規定された（15.4 条）。第二に、CPTPP では、個人情報保護を定める法的枠

組みを作成するにあたり、締約国が関係国際機関の原則及び指針を考慮すべき旨定められるが（同 14.8.2 条）、本協定ではこれが規定されない。第三に、CPTPP では個人情報保護に関する情報公開が努力義務であったが（同 14.8.4 条）、本協定では義務化された（15.2 条）。第四に、CPTPP では個人情報保護への法的アプローチが締約国により異なり得ることを認識し、異なる制度間の「一貫性（compatibility）」促進整備が奨励されると共に、そのための方法として規制結果の承認などへの言及のほか、情報交換などの努力義務が規定されるが（同 14.8.5 条）、本協定では、同様の認識は規定されるものの、異なる制度間の「相互運用性（interoperability）」促進の仕組みの整備が奨励される（15.3 条）。また、そのための方法への言及はない。第五に、CPTPP では個人情報保護違反から電子商取引の利用者を保護するにあたり、差別的でない慣行を採用する努力義務が定められていたが（14.8.3 条）、本協定では規定されない。一般的に、個人情報保護について、情報公開は強化されるものの、各締約国の保護の方法を尊重しつつ、個人情報の流通を制限しないことが強調される形となっている。

(8) ソース・コード及びアルゴリズムの開示要求の禁止

17 条（ソース・コード）は、「他方の締約国の者」⁶¹⁾が所有するソフトウェアまたは当該ソフトウェアを含む製品の一方締約国内における輸入、流通、販売、使用いずれかの条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくはそれへのアクセス、または当該コードで表現されるアルゴリズムの移転若しくはそれへのアクセスを要求することを締約国に禁じる（17.1 条）。また、17 条は、一方締約国の規制機関または司法当局が、他方の締約国の者に対して、特定の調査、検査、検討、執行活動、司法手続のいずれかのため、

ソフトウェアのソース・コードまたは当該コードで表現されるアルゴリズムを保存または入手可能とすること⁶²⁾（以下、保存・入手可能性）を要求することを妨げない。ただし、当該コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする（17.2 条）。

ソース・コードの開示要求の禁止は CPTPP でも規定されるが（CPTPP14.17.1 条）、17 条は主に次の点で異なっている。第一に、禁止対象にアルゴリズムが含まれる点（17.1 条）、第二に、対象となるソフトウェアが CPTPP では大量販売用ソフトウェアまたはそれを含む製品に限定されるが（中核的なインフラのために利用されるソフトウェアは含まない、同 14.17.2 条）、本協定ではそうした限定がなく対象となるソフトウェアの範囲が広い点、第三に、CPTPP では締約国によるソース・コード修正要求等が妨げられないとする規定があるが（同 14.17.3 条）、本協定ではこれが規定されない点、第四に、CPTPP では、特許紛争関連の司法当局の命令を含め、特許出願や付与済の特許関連の要求に 14.17 条が影響するものでないとの定めがあったが（同 14.17.4 条）、本協定では、規制機関または司法当局による調査等の目的での開示要求が一定の条件のもとに認められる（17.2 条）。つまり開示要求を禁じる対象範囲を広げる一方で、調査等の目的での開示要求を認め、開示要求可能な場合を広げたといえる。

(9) 「コンピュータを利用した双方向サービス」提供者または利用者の免責

18 条（コンピュータを利用した双方向サービス⁶³⁾）（以下、双方向サービス）は、まず、締約国が双方向サービスをデジタル貿易促進のために不可欠なものとして促進する重要性を認識する旨を規定する（18.1 条）。

次に、そのため、双方向サービスにより、

保存、処理、送信、流通または利用可能とされる情報に関する (related to) 損害の責任を決定するにあたって、当該双方向サービスの提供者または利用者 (以下、提供者等) を、情報コンテンツ・プロバイダ⁶⁴⁾として取り扱う措置をとってはならないことを締約国の義務とする。ただし、当該提供者等が、当該情報の全部または一部を作成した場合を除く。また、後述する 18.4 条が定める場合も除く (18.2 条)。

さらに、双方向サービスの提供者等に対して、次の (a) または (b) を理由に責任追及してはならないことも定める。すなわち、(a) 提供者等が双方向サービスの提供、利用のいずれかを通じてアクセスまたは利用可能なデータであって提供者等が有害であり、または異議が申し立てられ得ると認めるものへのアクセスまたは当該データの利用可能性を制限するため、誠実かつ自発的に行った行為、(b) 情報コンテンツ・プロバイダその他の者が有害であり、または異議が申し立てられ得ると認めるデータへのアクセスを制限し得る技術的手段を可能または利用可能とするために行った行為、である (18.3 条)。

本条は、(a) 知的財産に関する締約国の措置 (知的財産侵害に係る責任を取り扱う措置を含む) に適用されないこと、(b) 知的財産権の保護または行使のため締約国の能力を拡大または減ずると解されてはならないこと、(c) (i) 締約国による刑事法の執行、(ii) 双方向サービスの提供者等による法執行当局の特定かつ合法的命令の遵守、を妨げると解してはならないこと、を定める (18.4 条)。

また、18 条は 3 条 (一般的例外) に従うこと、なかでも GATS14 条「(a) 公衆の道德の保護のために必要な措置」について、オンライン上の性的取引、児童の性的搾取及び売春からの保護のために必要な措置⁶⁵⁾が、(a) に該当することに合意する、という趣旨の注が付されている。

なお、18 条に関連して交換公文がある。交換公文は、主として、双方向サービス提供者の責任を規律する両国の法制に相違があることの認識、日本のいわゆるプロバイダ責任法⁶⁶⁾が 18 条に反しないこと、及び日本が双方向サービスの提供者の責任を規律する自国法制の変更を要しないこと、について両国の合意があることを示す。また、交換公文は日本語及び英語で等しく効力を有すと共に、協定発効日に発効することも明記されている。

18 条は CPTPP にはない新たな規定であるが、直近の米国の貿易協定である米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) (2018 年署名)⁶⁷⁾では規定されており、本協定もこれを導入したものと捉えられる。USMCA の規定は、米国の通信品位法 230 条を反映したといわれる⁶⁸⁾。本条は、「コンピュータを利用した双方向サービス」、「情報コンテンツ・プロバイダ」を分離し、コンピュータを利用した双方向サービスの提供者等が悪質等と認める情報へのアクセスまたは利用を制限する行為をとった場合に責任追及をしてはならないことを定める内容である。ただし、知的財産権の保護と行使や刑事法執行などの場合を除く (本条の評価について後掲 6(4) も参照)。

(10) 政府情報の公開と利用可能性

20 条 (政府の公開されたデータ) は、「政府の情報」⁶⁹⁾への公衆によるアクセス及び利用の容易化が経済的及び社会的発展、競争力並びにイノベーションを促進するとの締約国の認識を規定した上で (20.1 条)、締約国は、自国が政府の情報を公衆により利用可能とすることを選択する限りで、当該情報が機械判読可能、オープンな様式、検索・抽出・利用・再利用・再配布可能であることの確保努力 (20.2 条)、事業機会の増大及び創出の観点から、各締約国が公衆により利用可能とした政府の情報へのアクセス及び利用を当該締約国が拡大し得る方法を特定するための協力努

力（特に中小企業のため）を行うこと（20.3 条），を定める。

本条は，CPTPP にない新たな規定である。本条とほぼ同一の規定が USMCA で初めて規定され，本条もそれを導入したと捉えられる。本条は努力義務にとどまるが，政府の保有するデータへのアクセスと利用方法を規定し，データを含む情報を公共的なものと扱う点で，経済的価値を生み得るデータがプラットフォーム企業などの一部企業に独占されるとの昨今の懸念にも対処するものといえる。ただし，データに関して財産的価値の有無の判断（政府の情報の定義によれば財産的価値の有無が問題となる。本稿注 69 参照）がいかに行われるかは今後の運用をみる必要がある。

（11）暗号法を用いた ICT 製品の暗号関連情報の保護

21 条（暗号法を使用する ICT 産品）は，まず，暗号，暗号法，暗号化，ICT 産品⁷⁰⁾，暗号鍵を定義する（21.1 条）。

本条は，暗号法を使用する ICT 産品に適用される（21.2 条）⁷¹⁾。本条が適用されないものは，(a) 締約国の法執行当局が，サービス提供者（自ら管理する暗号化を使用するもの）に対し，当該締約国の法的手続に従って暗号化されていない通信の提供を要求する場合，(b) 金融商品の規制，(c) 締約国の政府（中央銀行を含む）が所有または管理するネットワーク（利用者の装置を含む）へのアクセスに関して当該締約国が採用または維持する要件，(d) 締約国が金融機関または金融市場に関連する監督，調査，検査のいずれかの権限に基づいてとる措置，(e) 締約国の政府による，または同政府のための ICT 産品の製造，販売，流通，輸入，または使用（以下，製造等），である（21.2(a)～(e) 条）。

締約国は，暗号法を使用し，及び商業上の目的のために設計された ICT 産品に関し，

当該産品の製造，販売，流通，輸入，使用（以下，製造等）のいずれかの条件として，当該産品の製造者または供給者に対し，(a) 当該締約国または当該締約国内に所在する者に対する，暗号法に関連する財産的価値を有する情報の移転，または当該情報へのアクセスの提供要求⁷²⁾，(b) 当該 ICT 産品の開発，製造，販売，流通，輸入，使用（以下，開発等）のいずれかについて，当該締約国内に所在する者との提携または協力の要求，(c) 特定の暗号化アルゴリズムまたは暗号の使用または統合の要求，を行ってはならない（21.3 条）。

本条は，主に，暗号法を使用した ICT 産品について，暗号法に関連情報に対する開示要求を禁じる内容である。CPTPP では，類似の規定が貿易の技術的障害（TBT）について定める 8 章の附属書 8-B の A 節（暗号法を使用する情報技術産品）にあり，特定の技術情報の開示を要求するような強制規格と適合性評価手続の賦課と維持を締約国に禁じる（CPTPP8-B.A.3）。本条では，強制規格と適合性評価手続によるものに限らず，上記の開示要求が禁じられることとなり，禁止対象の範囲が CPTPP より広い。

そのほか，CPTPP と異なる主な点としては，用語の定義に関して，ICT 産品が新たに定義された点⁷³⁾（21.1.d 条），本条の適用対象外として，金融商品の規制（21.2.b 条）が明示された点がある。CPTPP では，附 8-B の A 節の適用対象産品に金融商品を含まない旨定められる。本条についても，本条の適用上，ICT 産品に金融商品は含まれず（本稿注 71 参照），上述のように金融商品の規制にも適用されない。

用語の定義については，これらのほかにも表現が明確化されたり，規定ぶりが若干異なったりする場合がある。また，本条上，締約国は，暗号法を使用するなどした ICT 産品に関して，当該産品の製造等の条件として，当該産品の製造者または供給者に，「(当

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

該) 製品の開発等のいずれかについて」(() 内筆者) 当該締約国内に所在する者との連携または協力の要求を行ってはならないが(21.3.b 条), CPTPP には「」内の限定はない。本条によれば、「(当該) 製品の開発等のいずれかについて」でなければ、こうした要求が可能な余地があり得る。

(12) その他

以上のほか、本協定には下記のようなルールがある。

14 条(オンライン消費者の保護)は、主として、オンライン上の商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、またはそのおそれのある詐欺的または欺瞞的商業活動を禁止するための消費者保護に関する法律の制定または維持義務を締約国に課す。概ね、CPTPP の関連規定(CPTPP14.7 条)と同内容である。

16 条(要求されていない商業上のメッセージ)は、締約国に、同メッセージに関して、(a)同メッセージ提供者に対し、受信者が受信中の当該メッセージの受信防止を円滑に行い得よう要求する措置、または(b)自国法令で特定された方法により、同メッセージの受信について受信者の同意を要求する措置、をとる義務(16.1 条)、及び、同メッセージの提供者で 16.1 条に従ってとる措置を遵守しないものに、遵守を求める手段について定める義務(16.2 条)を課す。CPTPP の関連規定(同 14.14 条)と概ね同内容を定める⁷⁴⁾。

19 条(サイバーセキュリティ)は、サイバーセキュリティの重要性を謳い、締約国間の協力強化などについて努力義務を課す規定である。CPTPP にも同様の規定があるが(同 14.16 条)、本協定は CPTPP を拡充する内容を定める⁷⁵⁾。

(13) 改正・効力発生・終了

22 条は、本協定の改正、効力発生、終了について定める。本協定は、両締約国が関係

する各国内法上の手続の完了(改正の場合、締約国は改正の書面合意ができ、当該改正の承認)を書面にて相互通告した日の後 30 日で、または両締約国が決定する他の日に効力を生じる(22.2 条(改正は 22.1 条))。

本協定は、一方締約国が他方締約国に書面で終了通告を行うことで、終了させることができる。書面通告した日の後 4 か月で、または両締約国が決定する他の日に効力を生じる(22.3 条)。

5. 日米合意の意義

(1) 日米貿易協定

日米貿易協定は、日米デジタル貿易協定と共に、政治的には日米間の関係強化に貢献すると同時に、冒頭で触れた米国通商拡大法 232 条に基づく自動車・自動車部品に対する関税引上げを当面回避したとの意義が認められる。後述するように、関税削減・撤廃率の低さ故に、WTO 協定との整合性の問題は指摘され得るものの、今後の交渉が予定される中でさらなる関税引下げ余地を残した点で交渉カードを残すと共に、米国の CPTPP への復帰を促すものといえる。

(2) 日米デジタル貿易協定

電子商取引(デジタル貿易)ルールの策定はこれまでも FTA で先行し、近年急速に発展している⁷⁶⁾。CPTPP14 章(電子商取引)も先進的であると評価されていたが⁷⁷⁾、本協定は CPTPP14 章をさらに発展させる画期的な内容を有する。

なかでも、CPTPP との比較で注目される点として、前節でみたとおり、第一に一定の条件の下に金融サービスのサーバの国内設置要求の禁止(13 条)を定めるなどデータ・ローカリゼーション要求の規律強化、第二に、ソース・コードの開示要求禁止の強化と同コードに加えてアルゴリズムの開示要求の

禁止（17条）、第三に、暗号法を使用する ICT 製品の情報開示要求の禁止対象の拡大（21条）、電子署名に関する規律の拡充（10.2、10.3条）、個人情報保護における情報公開の義務化（15条）など、義務の対象の拡大や新たな義務化などがある。さらに、新たな規律として、第四に、コンピュータを利用した双方向サービス（18条）、第五に、政府の情報の公開と利用可能性を確保する努力義務の導入（20条）などがある。これらの多くは、USMCA にみられ、米国型のルールが導入されたといえる。

米国型のルールとはいえ、国際社会において、情報の越境移転の制限やデータの管理・統制などが国家的に行われる行為が懸念される中で、本協定はその懸念に対応するもので、デジタル貿易の規律に関する憲章的な意義が認められるといえよう。また、電子商取引については、WTO でも有志国間でルール策定について交渉が行われているところであり、本協定は規律のモデルを示したといえる。

また、CPTPP14章、USMCA は包括的な協定であるため、サービス貿易（金融以外）、金融、投資、電子商取引が別の章立てとなっていた。しかし、本協定は、いわばこれらの電子商取引（デジタル貿易）部分を取り出して横断的なルールを策定したもので、貿易協定の新たな形として興味深い。

6. 日米合意の課題

(1) 日米合意の範囲

既述の通り、今般の日米間の合意には、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定（各協定の交換公文含む）に加えて、合意に至る経緯で公表された日米共同声明も含まれるとみるべきである。ただし、協議について定める日米貿易協定6条は、締約国は、いずれかの締約国の要請後30日以内に、本協定（“this Agreement”）の運用または解釈に影響を及

ぼす可能性のある問題について、60日以内に相互に満足すべき解決に達するため協議を行うと定める。この点で、日米共同声明及び交換公文が同6条の協議規定の対象かどうかはやや曖昧である。もちろん、「本協定の運用または解釈に影響を及ぼす可能性のある問題」に広く含まれ、当然に協議の対象であると考えられることも可能ではある。いずれにせよ、下記で指摘するように、日米合意にはこの協議以外に紛争処理手続に係る規定がないため、今後予定される交渉でその点についても交渉が行われることが期待される⁷⁸⁾。

(2) 紛争処理手続

FTA では、締約国間の協議、及び協議で解決しなかった場合に WTO の紛争処理手続に類似する第三者による審査を伴う紛争処理手続が規定されることが多い。日米貿易協定には、上述のとおり、協議を定める6条があり、本条は紛争処理手続の一段階と位置づけられるが、協議後については定めがない。このため、予定される継続交渉において紛争処理手続が策定されなければ、問題が生じた場合にとり得る協定上の手段は、6条の協議または10条に基づく協定の終了のみとなる。

日米デジタル貿易協定には、協議に関する規定もない。そこで、問題が生じた場合には、同協定22条の終了規定に基づく協定の終了が協定上のとり得る対応となる。日米間では、当面、協定の終了に至るまでの問題は生じないとも考えられるが、上述のように本協定には CPTPP 比でも新たな義務や義務の対象範囲の拡大がみられ、紛争が生じた場合に備えることは有用と思われる。この点からも継続交渉が期待される。

(3) 日米貿易協定（物品貿易の関税撤廃または削減）と GATT24 条

日米貿易協定によって、主として、米国は対日輸出について農産品の市場アクセスを拡

大し、日本は工業品の市場アクセスの拡大を得た。ただし、日本側はコメ、全ての林産品、水産品などを譲許していないほか、米国側は自動車・自動車部品を譲許していない（「関税撤廃に関する更なる交渉の対象」）。日本側の農林水産品の関税撤廃率は品目数で約 37%にとどめられている⁷⁹⁾。自動車・自動車部品は日米間の貿易の約 4 割弱といわれており⁸⁰⁾、これが含まれれば、日本の政府公表資料によると米側 92%、日本側 84%のカバー率となる⁸¹⁾。

WTO 協定上、FTA に基づく自由貿易地域の形成には、構成国原産品の域内貿易の実質上全ての貿易について、関税その他の制限的通商規則を撤廃することが要件の一つである（GATT24.8.b 条）。つまり自由貿易域内で一定の貿易自由化を行うことが求められるわけであるが、「実質上全て」という要件については、明確な数的基準が加盟国間で合意されているわけではなく、明確な基準を示す先例もない。とはいえ、数的また質的基準の両方を考慮するとの考え方が WTO 内外で有力である⁸²⁾。関税撤廃率の低さや特定の分野が対象外となっている日米貿易協定の現行の水準は、両国間で実質上全ての貿易について関税を撤廃したとは考えにくく、現状のままではこの要件を満たすとは言い難い。

この点で、本協定を、GATT24 条が定める「自由貿易地域の設定のために必要な中間協定」（同 24.5 条柱書）と位置付けるかが議論となり得る⁸³⁾。中間協定であれば、「妥当な期間内」（同 24 条解釈了解により「例外的な場合を除くほか、10 年を超えるべきでない」とされる）に自由貿易地域を設定する「計画及び日程を含む」ものでなければならない（同 24.5.c 条）などの要件があるものの、関税削減・撤廃までの経過期間も認められる。

GATT24 条上、「最終」協定、「中間協定」は厳密に区別して規定され、加盟国に課される義務も異なるが、中間協定は「自由貿易地

域の設定のために必要な（“necessary for”）」とされる以外は定義されない⁸⁴⁾。本来的には、自由貿易地域の定義が「廃止されている（“are eliminated”）」であることに鑑みても、経過期間を伴うものは全て中間協定であると捉えられる。しかし、WTO の実行上は、GATT24 条等に基づく通報等を定める透明性メカニズムが 2006 年に開始される前でも、中間協定として通報される協定はほとんどなく、関連ルールは実務上無意味となっていた⁸⁵⁾。透明性メカニズム合意後は、本メカニズム自体が経過期間を伴う通報の形態を認めている⁸⁶⁾。また、加盟国による通報をみても、中間協定として通報されているものはほぼ見られない⁸⁷⁾。以上に鑑みると、中間協定として位置づけることの実益は不明である。

それでもなお、中間協定として議論するとすれば、「妥当な期間内（10 年を超えるべきでない）」、「計画及び日程」、という要件を満たす必要がある。「妥当な期間内」については、「10 年を超えるべきではない」ので義務ではないが、その趣旨は同 24 条の要件を満たさずに一般最恵国待遇原則に違反する状態を制約するためではないか。そうであるとすれば、経過期間はなるべくこれに沿うものとすべきであり、日米貿易協定の 20 年等の経過期間はやや長期に過ぎるとも考えられる。また、「計画及び日程」については、どの程度詳細とすべきかについてルールはないものの、（実務上、無意味になっているとはいえ）計画及び日程に基づいて、ある協定が妥当な期間内に自由貿易地域を完成させる見込みがないかまたは期間が妥当でないときに WTO 加盟国が勧告を行うことが想定されていた（同 24.7.b 条）ことに鑑みれば、一定の詳細さが求められるのではないかといえる。この点、日米共同声明における「交渉を開始する意図」、日米貿易協定における自動車及び自動車部品について、関税撤廃に関する「更な

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に
る交渉」と農産品について「将来の交渉」への言及（つまり交渉する意図のみの言及）は、十分とは言い難いと考えられる。

(4) 日米デジタル貿易協定

本協定には、CPTPP に比べて新たな規律が導入され、また規律が強化された点があることを上述した。CPTPP に米国の復帰を求める場合、同様の高い水準のルールを求めて CPTPP14 章（電子商取引）の再交渉が米国から求められる可能性がある。協定の再交渉にはそもそも困難が伴うことに加え、CPTPP の既締約国にはマレーシア、ベトナムといった途上国も含まれるため、こうした高い水準のルールの再交渉はかなりハードル

が高いことが想定される。

また、本協定で導入された新たな規律の中には、今後の運用によっては懸念されるものもある。なかでも、双方向サービスの提供者等による悪質等と認める情報へのアクセスまたは利用を制限する行為等に免責を定める 18 条については、提供者等にいわゆるプラットフォーム企業が該当すると考えられる⁸⁸⁾。昨今、これらのプラットフォーム企業が提供する SNS などの社会・経済的影響の大きさに鑑みると、悪質等の判断基準の設定、加えてその判断をこれらの企業等に委ねることの妥当性について一層の検討が求められよう。

(注)

- 1) 本稿の草案には「国際経済法研究会」（2019 年 12 月 9 日於：明治大学）において主催者の柳先生（現・神奈川大学教授）、荒木先生（現・横浜国立大学教授）をはじめ参加者の方々からご指摘を頂いた。この場を借りて御礼申し上げたい。ただし、誤り等があれば全て筆者の責任である。
- 2) “Joint Statement of the United States and Japan” 日米共同声明（2018 年 9 月 26 日）。当初、交渉対象は TAG（Trade Agreement on Goods）と呼称された。
- 3) Trans-Pacific Partnership
- 4) Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
- 5) 2018 年には、一部の国から米国に輸出される鉄鋼とアルミに対して関税引上げが行われた。
- 6) これに先立ち 2019 年 8 月に大筋合意が公表された。
- 7) 正式名称は、それぞれ「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」及び「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」。
- 8) 「3. … 日米貿易協定の発効後、4 か月以内に協議を終える意図であり、また、その後… 関税

や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である”。“Joint Statement of the United States and Japan” 日米共同声明（2018 年 9 月 26 日）、パラ 3。

- 9) 日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定をさす。
- 10) 外務省『茂木外務大臣臨時会見記録』（2019 年 9 月 25 日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000874.html（2019 年 12 月 15 日アクセス）
- 11) “In future negotiations, the United States will be seeking preferential treatment with respect to agricultural goods.”
- 12) TPP 等政府対策本部「日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要」（以下、「概要」）p.3. https://www.cas.go.jp/jp/tpp/ffr/pdf/190925_TPP_gaiyou.pdf（2019 年 12 月 15 日アクセス）
- 13) “Customs duties on automobile and auto parts will be subject to further negotiations with respect to the elimination of customs duties.”
- 14) 特に注目すべきは「関税」が定義されている点であり、その定義の内容は CPTPP と同じである（CPTPP1.3 条）。

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

- 15) 本協定が (a) 自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供またはそうした情報へのアクセスの要求, (b) 国際平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行または自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置の適用の妨げ, のいずれかを定めると解してはならないと定める。
- 16) 締約国は改正を書面で合意できる。両締約国がそれぞれ関係する国内法上の手続に従い当該改正の承認を書面で相互通告した日の後 30 日で, または両国が決定する他の日に効力が生じる。
- 17) 締約国がそれぞれ関係する国内法上の手続完了を書面で相互通告した日の後 30 日で, または両国が決定する他の日に効力が生じる。
- 18) 終了については, いずれの締約国も他方の締約国に書面で終了通告ができる。書面による当該通告した日の後 4 か月で, または両国が決定する他の日に効力が生じる。
- 19) 附属書 I (日本国の関税及び関税に関連する規定) は, A 節 (一般規定), B 節 (日本国の関税に係る約束, 第一款一般注釈, 第二款関税の撤廃または削減, 第三款関税割当て, 第四款農産品セーフガード措置, 第五款日本国の表), C 節 (日本国の原産地規則及び原産地手続, 第一款一般規則及び手続, 第二款品目別原産地規則の解釈のための一般的注釈, 第三款品目別原産地規則 (Product-Specific Rules of Origin: PSR)) で構成される。
- 20) 対象品目は, アーモンド, ブルーベリー, クランベリー, クルミ, スイートコーン, 穀物ソルガム, 栄養補助食品, プロッコリ, プルーンなど。
- 21) 対象品目は, ワイン, チーズ, エタノール, 冷凍鶏肉, 加工豚肉, 生鮮さくらんぼ, 牛肉臓物, 冷凍ジャガイモ, オレンジ, 卵製品, トマトペーストなど。
- 22) 対象品目は, 生鮮・冷凍牛肉, 生鮮・冷凍豚肉。
- 23) 対象品目は, 小麦, 小麦製品, 麦芽, プロセスチーズ, ぶどう糖及び果糖, コーンスターチ, ばれいしょでん粉など。
- 24) 「政府が輸入する際に徴収している差益」(内閣官房 TPP 等政府対策本部「概要」前掲注 12, p.2) で, 政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に割り当てる経費をさす(農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1210/mf_news_02.html (2019 年 12 月 15 日アクセス))。対象品目は, 小麦と大麦。
- 25) なお, 日本側は, 高たんぱくの脱脂粉乳の既存の WTO 枠内に, たんぱく質含有量を高めた規格基準の輸入枠の設定を約束している。内閣官房 TPP 等政府対策本部「日米貿易協定等の合意内容及び総合的な TPP 等関連政策大綱改訂に係る基本方針に関する説明会」(以下「説明会」)資料の資料 3, p.5。
- 26) 同上, 資料 3, 表紙バラ 5。
- 27) 財務省「日米貿易協定：酒類の合意概要」2019 年 9 月, https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20190926.pdf (2019 年 12 月 15 日アクセス)
- 28) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「概要」前掲注 12, p.4。
- 29) 附属書 II は米国の関税及び関税に関連する規定を定め, 一般的注釈, 米国の関税表, 米国の原産地規則及び原産地手続 (PSR 含む) で構成される。
- 30) 対象品目は, 園芸作物, 切り花, 醤油, チューイングガム, 冷蔵ながいも, 柿, メロン, 緑茶など。
- 31) 現行の日本枠 200 トンと 64,805 トンを合わせた 65,005 トンの複数国枠へのアクセスを確保。内閣官房 TPP 等政府対策本部「説明会」前掲注 25 の資料 3, p.17。
- 32) 「日本国産牛肉のアメリカ合衆国への輸入に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」。
- 33) 「日本国産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」。
- 34) 日本の四合瓶 (720ml), 一升瓶 (1.8L) 等での輸出が可能となる。
- 35) TPP 協定における日米間の産品の名称に関する

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

- 了解を記した交換公文がもとになっている。内閣府の HP によれば元の交換公文は「国際約束を構成する文書」に位置づけられる。http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_side_letter_en.html (2019 年 12 月 15 日アクセス)
- 36) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「概要」前掲注 12, p.4.
- 37) 対象品目は、特定の工作機械、ファスナー、蒸気タービン、自転車・自転車部品、楽器など。
- 38) 1 は、農産品 SG 措置対象のうち、競走馬を除き、同措置がとられた場合に発動水準の引き上げを調整するため両国間の協議義務やデータ提供義務などを規定する。4 は、ホエイのたんぱく質濃縮物についての SG 措置の発動が禁じられる条件（日本国内における脱脂粉乳の国内的不足、または同国内における脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと）の評価方法について定める。
- 39) 2 で、上述した牛肉の関税割当枠の拡大（複数国枠へのアクセス拡大）を約束する内容。
- 40) 3 で、日本の脱脂粉乳の関税割当枠の運用について、該当枠中にタンパク質含有量を高めた脱脂粉乳の輸入枠設定を約束するもの。
- 41) Simultaneous Buy and Sell の略で、農林水産省によれば、買い手と売り手の連名による売買同時契約をさす。農林水産省「SBS 方式について」<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/mugi/08/pdf/data3.pdf> (2019 年 12 月 15 日アクセス)。この方式は、「輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする」売買方式である（内閣官房 TPP 等政府対策本部「概要」前掲注 12, p.1.）
- 42) 5 で、コメの SBS 方式の透明性向上のため、応札と落札の各件数と総数量、買入及び売渡価格の加重平均値などの公表を約束する内容である。なお、上述の通り、コメは日米貿易協定で譲許対象外。
- 43) 6 で、上述の通り、日本産酒類の輸出促進のため、関連する非関税措置について米国が一定の対応を約束する内容。
- 44) 例えば、OECD では“Going Digital”というプロジェクトが進行中であり、その中で「デジタル貿易」も扱われている。「デジタル貿易」の確立した定義はないものの、「デジタルまたは物理的に配信でき、消費者、企業、及び政府が関与する商品とサービスのデジタル対応取引を包含する」という点でコンセンサスが形成されつつあるといわれている。<https://www.oecd.org/going-digital/topics/trade/> (2019 年 12 月 15 日アクセス)
- 45) コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであって、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、及び電子的に送信されることができものをいう(注)。注：デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したもの（金銭を含む）を含まない（1 条(g)）。
- 46) CPTPP では、デジタル・プロダクトの定義に「デジタル・プロダクトの定義については、電子的な送信によるデジタル・プロダクトの貿易がサービスの貿易又は物品の貿易のいずれに区分されるべきかについての締約国の見解を反映するものと解されるべきではない。」とのいわゆる電子商取引の性質に関連する注が付されている（CPTPP14.1 条注 3）。電子商取引の性質については、拙著『WTO・FTA・CPTPP —国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ』弘文堂、2019 年、pp.289, 296 参照。
- 47) 両締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する（5.1 条注）。
- 48) この 2 の規定（筆者注：11.11.2 条をさす）は第 9 章の規定の対象となる措置に関し、9.10 条（特定措置の履行要求）の規定に基づく締約国の義務または 9.9 条（移転）若しくは 10.12 条（支払及び資金の移転）の規定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。
- 49) 投資仲裁に際して信用秩序の維持のための措置

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

- であると金融当局に決定される場合に、仲裁廷は義務に反しないと認定しなければならず、かつ損害賠償を命ずる裁定を下してはならない、との趣旨の注である。
- 50) 消費税を含むが、同(f)に定義する「関税」、(f)(ii)及び(iii)に掲げる措置（(ii)輸入関連手数料のほか課徴金で提供されたサービスの費用に応じたもの、(iii)AD税または相殺関税）を含まない（1条(ii)）。
- 51) 非締約国のデジタル・プロダクトは、同種である限り本条の適用上「他の同種のデジタル・プロダクト」に該当する（8.1条注）。
- 52) 8.3条の適用上、日本について「放送」とは公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信（放送法（昭和25年法律第132号）2条1号）をいい、オンデマンド・サービス（インターネット上のものを含む）を含まない（8.3条注）。
- 53) TPP協定では、日米共に放送に関して一定の外資制限措置を同協定の不適合措置として関連の附属書に掲載している。
- 54) 厳密には、14.6条は“Except in circumstances otherwise provided for under its law”との規定ぶりであるため、“Except as provided for under its laws and regulations”と規定する10.1条と比べ、電子署名の法的な有効性を否定し得る余地がやや広いようにも捉えられる。
- 55) (i)他方締約国の金融機関、または(ii)による規制、監督又は免許、認可、許可若しくは登録の対象となる他方の締約国の金融サービス提供者（他方の締約国の金融機関を除く）（1条(d)）。
- 56) 一方締約国について、当該締約国の領域に所在し、かつ他方締約国の投資家が直接または間接に所有または支配する企業で、この協定の効力発生日に存在するか、またはその後設立、取得、若しくは拡張されるもの（1条(c)）。
- 57) 他方締約国の自然人または他方締約国の企業（1条(ee)）。
- 58) 商業上の利用のために情報を処理または保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置（1条(b)）。
- 59) 前掲注55（1条(d)）。
- 60) 対象金融サービス提供者についての免許、認可、許可または登録対象となる業務の実施に関する情報の処理または保存のためのコンピュータ・サーバー又は記憶装置。ただし、次のもののコンピュータ・サーバーまたは記憶装置及び次のものへのアクセスのために利用するコンピュータ・サーバーまたは記憶装置を含まない。(i)金融市場の基盤、(ii)有価証券または派生商品（例えば、先物、オプション、スワップ）の取引所または市場、(iii)対象金融サービス提供者に対して規制権限または監督権限を行使する非政府機関（1条(r)）。「金融市場の基盤」は、清算、決済、または支払・有価証券・デリバティブ・その他の金融取引のいずれかの記録のために利用される複数の参加者で構成されるシステムで、対象金融サービス提供者が他の金融サービス提供者（当該システムの運営者を含む。）と共に参加するもの（1条(p)）、をさす。
- 61) 他方締約国の自然人または他方締約国の企業（1条(ee)）。
- 62) ソフトウェアのソース・コードの営業上の秘密としての地位を当該営業上の秘密の保有者が主張する場合には、当該コードまたは当該コードで表現されるアルゴリズムの保存・入手可能性は、当該地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないとの注が付されている（17.2条注）。
- 63) 複数の利用者によるコンピュータ・サーバーへの電子的なアクセスを提供し、または可能とするシステムまたはサービスをさす（1条(y)）。
- 64) インターネットその他のコンピュータを利用した双方向サービスを通じて提供される情報の全部または一部を作成する者または事業体をさす（同条(x)）。
- 65) 米国の1934年通信法を改正する「2017年のオンライン上の性的取引に対する州及び被害者による対策法」（第105議会第164号一般法律）が例示されている（18条表題注）。
- 66) 特定電気通信サービス提供者の損害賠償責任の

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

- 制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）。
- 67) 米国内で民主党が労働、環境の保護、薬価引き下げを中心にトランプ政権に修正を求めていたところ2019年12月に合意に達し、同月、修正された協定に3か国が署名した。3か国の批准後3か月で発効するため、批准手続を経て2020年春頃にも発効する見込みである。
- 68) Inside Us Trade, “House Panel Knocks Inclusion of Internet Liability Language in USMCA, Japan Deal,” October 19, 2019.
- 69) 「財産的価値を有しない情報（データを含む）であって、中央政府が保有するもの」をさす（1条(w)）。
- 70) 意図された機能が情報の処理及び電子的手段による通信（送信及び表示を含む）である商品または当該機能が物理的な現象の特定若しくは記録のために若しくは物理的な過程の管理のために適用される電子的な処理である商品をさす（21.1.d条）。
- 71) 本条でICT商品に金融商品を含まない（21.2条注）。
- 72) 特定技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む（21.3.a条）。
- 73) CPTPPでは同義の用語である“ICT product”が定義されない。
- 74) ただし、CPTPPでは締約国にとる義務がある措置に「その他の方法により最小化することを可能にする措置」も規定されると共に（14.14.1条(c)）、同メッセージの規制に関連した協力の努力義務（14.14.3条）が定められるが、本協定では規定されない。
- 75) 具体的には、「サイバーセキュリティに対する脅威がデジタル貿易に対する信頼を損なうものである」との締約国の認識を規定した点（19.1条）、良い慣行等に関する情報共有の観点を付加した点（19.1.b条）、サイバーセキュリティに対する脅威の進化する性質に鑑み、既定の規制よりも
- リスクベースのアプローチが効果的であるとの締約国の認識と、自らの当該アプローチの採用と自国内企業への採用奨励の努力義務を新たに規定した点（19.2条）があげられる。
- 76) Monteiro, J.-A. and Teh, R., “Provisions on Electronic Commerce in Regional Trade Agreements,” WTO Working Paper ERSD-2017-11, 2017, pp.4-8.
- 77) 例えば、内閣官房TPP等政府対策本部「TPP協定の章ごとの内容：(14)電子商取引（ルールの概要）」https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/chapters/ch14_1.pdf（2019年12月15日アクセス）。CPTPP14章の新しい側面については、拙著前掲注46, pp.295～300参照。
- 78) 2018年12月に公開されたUSTRの日米貿易協定の交渉目的には、紛争処理手続も含まれている。USTR, “United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations: Summary of Specific Negotiating Objectives”, December 2018.
- 79) 内閣官房TPP等政府対策本部「説明会」前掲注25の資料3 農林水産省「農林水産品関連合意の概要」パラ5。
- 80) Schott, J. J., “Reinventing the Wheel: Phase One of the US-Japan Trade Pact,” Trade and Investment Policy Watch, PIIE, <https://www.piie.com/blogs/trade-and-investment-policy-watch/reinventing-wheel-phase-one-us-japan-trade-pact> (accessed 30 November 2019).
- 81) 内閣官房TPP等政府対策本部「説明会」前掲注25の資料1「日米貿易協定（概要）」。
- 82) 例えば、中川淳司他著『国際経済法第3版』有斐閣、2019年、pp.261-264.
- 83) 例えば、Lester, S., “News Reports About the U.S.-Japan Trade Deal Raise Some Questions” *International Economic Law and Policy Blog* (Worldtradelaw.net) <https://ielp.worldtradelaw.net/2019/08/news-reports-about-the-us-japan-trade-deal-raise-questions.html>. ただし、日本政府は、日米貿易協定を「中間協定」として公表していない。

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題：CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に

- 84) 厳密には、24.5.b 条は「自由貿易地域設定のための (“leading to”)」中間協定とも表記するが、両者には実務上大きな違いはないと捉えられる。Bartels, L., “Interim agreements’ under Article XXIV GATT,” *World Trade Review*, 2009, 8: 2, p.340. なお同稿 (pp.339-350) は「中間協定」について分析し、問題を指摘する論考であり、本節の中間協定に関する部分はそれに依るところが大きい。
- 85) WTO, “Compendium of Issues Related to Regional Trade Agreements: Background Note by the Secretariat Revision,” TN/RL/W/8/Rev.1, 1 August 2002, para.55. “practically...redundant”.
- 86) GC Decision on Transparency Mechanism for Regional Trade Agreements (WT/L/671, 14 Dec 2006), ANNEX Submission of Data by RTA Parties, para2. “(ii) when the agreement is to be implemented by stages, a full listing of each party’s preferential duties to be applied over the transition period.”
- 87) WTO, “Analytical Index WTO Agreement – Article IV (Practice) Table of Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force, as of 31 December 2017”.
- 88) 米国においても、USMCA、日米デジタル貿易協定の該当条項に対して、プラットフォームに対する規制を強化すべきとの批判が米国議員や市民社会からあがっている。Inside US Trade 前掲注 68。

(Abstract)

This paper discusses the character, legality and future challenges of the 2019 agreement between Japan the US, namely Joint Statement, Trade Agreement and Agreement concerning Digital Trade (including both side letters), with a focus on international economic law.

The Trade Agreement between Japan and the US has contributed to strengthening relations between the two, and has for the time being avoided increasing tariffs on Japanese products, especially automobiles and auto parts. The level of tariff reduction / elimination remained low, when compared to that of CPTPP, so that it can be said to have left the negotiating card in the upcoming negotiations. However, the current low level does not satisfy the conditions of Article 24 of GATT while the future negotiations do not guarantee the outcome. As for the argument that the Agreement is justified as an “interim agreement” under the same Article, the actual merits are unknown in light of the WTO practices. Even assuming *arguendo* that it is the “interim agreement”, it is hard to say that it meets the necessary conditions. The Agreement also lacks the dispute settlement procedures other than consultation and moreover the scope of such consultation is not clear cut.

The Agreement concerning digital trade between the two introduces new disciplines and strengthens the existing rules compared to the e-commerce (digital trade) chapter of CPTPP and that it can be considered as “Charter” for digital trade. It also stands as the model of disciplines for the ongoing WTO e-commerce negotiation. On the other hand, the novel elements of the Agreement may cause difficulty in the US return to CPTPP for the possibility of US requiring renegotiation. Challenges also remain as to the future operations of some new provisions, including Article 18 (Interactive Computer Services).